

共済加入者のためにも、一日も早い制度の原状復帰を

10月7日の共済の今日と未来を考える懇話会の国会内集会では、各団体の参加者から、「加入者が制度の継続を待ち望んでおり、一日も早い原状復帰を」との訴えが相次ぎました。以下その要旨です。

兵庫県知的障害者互助会 福田和臣氏

知的障害者は、病気で入院する際は、付き添いを付けたり、差額ベッドの病室利用をせざるを得ないことが多い。そうした場合の備えとして、仲間同士助け合うため互助制度を運営してきた。国の医療制度の不備を自分たち自身の手で補っている。この事実を訴えたい。保険業法の改定により、制度の運営が困難になり、困っている。私たちの共済をつぶすというのであれば、完全看護、付き添いがいらぬような医療制度を完備した上で、「自主的な努力はもういいですよ」というのが筋だと思う。再開のためにご尽力をお願いしたい。



全国市町村職員互助団体連絡協議会 三浦清治氏



互助制度は、公的な制度に頼らず、会員同士が支え合ってきたものだ。それぞれの団体が十分考えて健全に運営しているものを、立ちゆかなくしてしまったことは、立法府の大きな誤りである。国会議員の方々には、そのことを十分認識して、まじめにやっている共済事業は適用除外にすべきではないか。少なくとも継続審議になっている法案は早期に成立させていただきたい。

全国教職員互助団体協議会 仙田隆宜氏

私たちも、教職員の互助の制度として、病気などに対する見舞金、亡くなった際の弔慰金、結婚祝い金などを給付する制度を運営している。誰が見ても、業として行なっているのではないことは明らかだ。悪いものを取り締まるはずの法律が、善意で行っている助け合いの共済を網にかけて同じように取り締まるとは、いったい政治はどうなっているのかと不安を感じる。また、助け合いの共済に対して、保険と同様にみなして、保険数理といわれても、とても対応できない。法案の成立も必要だが、実態にあった政省令での対応を求める。



神奈川県経営者福祉振興財団 大植正一氏

神奈川県内の中小企業・個人を対象に、共済事業として各種保障、お祝い金などを出している。今回の法律の再改正で、私たちの共済が今までどおり実施できるのか疑問がある。私たちはコストをかけずに共済を運営している。保険の中に取り込まれることによって新たな費用負担が発生する。それが加入者に転嫁されることは避けたい。政省令の中で、今までどおり共済が運営できることを強く望んでいる。

